内閣官房令

○内閣官房令第一号

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十九条の規定に基づき、及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第三項及び第十五条第四項（同法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令

（国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第一（第１条第１項関係）（表面） 【文書番号：　　】 年　月　日 退職手当支給制限処分書 殿 （退職手当管理機関） 国家公務員退職手当法　第12条第１項／第14条第１項　の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 記 金　　円 （処分前の一般の退職手当等の額）　円 （処分後に支払われる一般の退職手当等の額）　円	**別記様式第一**（第１条第１項関係）（表面） 退職手当支給制限処分書 年　月　日 殿 （退職手当管理機関）　印 国家公務員退職手当法　第12条第１項／第14条第１項　の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 記 金　　円 （処分前の一般の退職手当等の額）　円 （処分後に支払われる一般の退職手当等の額）　円